

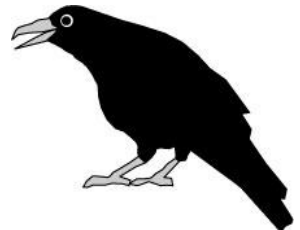
## 狩猟期間および有害鳥獣駆除のお知らせ

狩猟期間：平成27年11月15日～平成28年2月15日

11月15日から狩猟が解禁となり翌年の2月15日までの3ヶ月間が猟期になります。狩猟期間とは、狩猟者（狩猟免許を所有し、県に登録した人）が、銃や網、わなを使用して鳥獣（狩猟鳥獣として定められている鳥類29種、獣類20種）を捕獲できる期間のことです。

また、同期間、香取市内では、地元猟友会により、農作物や生活圏に被害を及ぼすカラスなどの有害鳥獣の駆除も実施されています。

狩猟者は十分に注意して安全に猟を行っています。事故を防ぐために、皆様の御協力をお願いします。



### — 期間中、野山に出かける皆さんへのお願い —

- 野山では、自分の存在を知らせるよう、目立つ色の服装を心がけてください。
- 野山に出かけるときは、なるべく見通しのよい道を利用してください。
- 静かにやぶの中を歩くような行動は、狩猟者に動物と間違えられる恐れがありますので、十分注意をしてください。
- ワナを見つけた場合、危険ですから絶対に近づかないでください。お子様連れの場合は、特にご注意ください。

### 次の場所での狩猟は禁止されています

- ・ 鳥獣保護区
- ・ 休猟区（今年度千葉県内はありません）
- ・ 公道
- ・ 社寺境内や墓地
- ・ 区域が明示された都市公園など

### 次の場所での銃器の使用は禁止されています



- ・ 特定猟具使用禁止区域（銃器）
- ・ 住居が集合している地域
- ・ 広場や駅などの多数の人が集まる場所
- ・ 人・飼養動物・建物や電車・自動車・船舶などの乗り物などに弾丸が到着するおそれのある方向での銃猟

※日没後から日の出前までの時間帯（新聞に掲載される時刻）は発砲禁止。

- 狩猟に関するお問い合わせ … 千葉県香取地域振興事務所 Tel.0478-54-1311
- 有害鳥獣駆除に関するお問い合わせ … 香取市役所環境安全課 Tel.0478-50-1248